

令和7年 第3回農業委員会定例会総会議事録

- 1.開催日時 令和7年3月27日 (木) 9時30分～10時30分
- 2.開催場所 門川町役場 3階会議室
- 3.出席委員 (10人)

会長	1番 米良 成志				
職務代理者	10番 金丸 幸子				
委員	2番 津島 伊佐雄	3番 米良 多恵子	4番 安田 元信	5番 池田 新吾	
	6番 藤本 寿弘	7番 兒玉 道治	8番 川崎 正義	9番 井野内由美子	
- 4.欠席委員 (0人)
- 5.欠員委員 (0人)
- 6.出席最適化 (4人)

推進委員	幸森 秀樹	白木 洋	染田 通明	金丸 基治	(欠席1名)
------	-------	------	-------	-------	--------
- 7.議案日程

報告第 10号	農地の所有権移転及び転用届出の件について
報告第 11号	農地の埋立届出の件について
議案第 5号	農地の所有権移転及び利用権設定申請の件について
議案第 6号	現況証明(非農地証明)の発行の件について
議案第 7号	農地の所有権移転及び転用申請の件について
議案第 8号	農地改良届事務取扱要領の制定について

8.議事の概要

議長	それでは、開会いたします。 今日の出席議員は10名で議事録署名委員は10番委員と2番委員です。 よろしくお願い致します。 『報告第10号 農地の所有権移転及び転用届出の件について』です。事務局の説明をお願いします。
事務局	報告第10号 農地の所有権移転及び転用届出の件についてです。議案書の2頁をご覧ください。農地法第5条の届出を受理したことを報告します。記載されています通り、申請件数1件の1筆です。申請番号1、場所は大字門川尾末字尻無川の1筆で、両地目とも畑、面積は236㎡です。自動車置き場にする為、有償での所有権移転です。 3頁に地図を掲載しています。鳴子交差点付近に申請農地があります。 以上、報告になります。
議長	説明が終わりました。報告議案でありますので、それぞれ把握しておいて下さい。 次に『報告第11号 農地の埋立届出の件について』です。事務局の説明をお願いします。
事務局	報告第11号 農地の埋立届出の件について説明致します。議案書の4～7頁をご覧ください。

事務局	下さい。農地の埋立届を受理したことを報告します。記載されています通り、申請件数8件の20筆です。いずれも埋め立てにより畑として使用するものです。申請番号1、場所は大字川内字上庭谷の6筆で両地目とも田、合計面積は2,626㎡です。申請番号2～7については、場所が近いため一括して説明致します。大字加草字霜月田の13筆で、両地目とも田、合計面積は7,386㎡です。申請番号8、場所は、大字川内字クサギ畑の1筆で、両地目は田、面積は1,675㎡です。8頁～10頁に地図を掲載しています。8頁をご覧ください。庭谷川と五十鈴川の合流地点付近に申請番号1の農地があります。9頁をご覧ください。県営宮ヶ原団地の北方向に申請番号2～7の農地があります。10頁をご覧ください。西門川地区農産加工所の北東方向に申請番号8の農地があります。以上、報告になります。
議長	説明が終わりました。報告議案でありますので、それぞれ把握しておいて下さい。次に『議案第5号 農地の所有権移転及び利用権設定申請の件について』です。事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第5号 農地の所有権移転及び利用権設定申請の件についてです。議案書の11頁をご覧ください。農地法第3条の所有権移転及び利用権設定についてです。次の通り、許可申請があったので審議を求めます。申請2件の2筆です。申請番号1、場所は大字庵川字曾根の1筆です。両地目は田、面積は326㎡の使用貸借契約です。申請番号2、場所は大字門川尾末字堂ノ本の1筆です。両地目は畑、面積は329㎡の無償による所有権移転です。12・13頁に地図を掲載しております。12頁をご覧ください。庵川ハウス団地の南側に申請番号1の農地があります。13頁をご覧ください。竹名公民館の西側に申請番号2の農地があります。以上、ご審議願います。
議長	事務局の説明が終わりました。申請番号1について推進委員のご意見を伺います。
金丸推進委員	推進委員の金丸です。申請番号1について説明致します。3月19日、岡田係長案内の元、藤本委員、安田委員、私の4名にて現地確認を行いました。場所は、庵川ハウス団地内の農業用施設入口の農地で、地目は田ですが現況は畑地です。貸主は、高齢の為、農地の維持が大変であり、借主はイチゴ農家でイチゴの苗床として活用していきたいとのことです。ご審議の程、よろしくお願いします。
議長	説明が終わりました。ご意見はございませんか。特にないようです。この件について賛成の方挙手願います。全員賛成です。次に、申請番号2について推進委員のご意見を伺います。
白木推進委員	推進委員の白木です。申請番号2について説明致します。3月21日、岡田係長案内の元、金丸委員、米良委員、兒玉委員、松本推進委員、私の6名にて現地確認を行いました。場所は、竹名公民館の真後ろで、地目は畑になっていますが、現況は山林原

白木推進委員	野のような状況で、耕作をしたような跡はありません。無償による贈与であり、問題もありません。ご審議の程、よろしくお願いします。
議長	説明が終わりました。ご意見はございませんか。特にないようです。この件について賛成の方举手願います。全員賛成です。次に、『議案第6号 現況証明(非農地証明)の発行の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第6号 現況証明(非農地証明)の発行の件についてです。議案書の14頁をご覧ください。次のとおり、非農地証明願があったので審議を求めます。記載されています通り、申請2件の6筆です。申請番号1、場所は大字加草字中藪の2筆で、両地目とも畑、合計面積は1,231㎡です。判定地目及び利用状況は山林原野です。申請番号2、場所は大字門川尾末字大久保の4筆で、登記地目は田又は畑、現況地目は両地目とも山林原野、合計面積は739㎡です。判定地目及び利用状況は山林原野です。15頁・16頁に地図を掲載しております。15頁をご覧ください。中村防災ダムのグラウンドから南東方向、広域農道沿いに申請番号1の農地があります。16頁をご覧ください。門川高校の南側に申請番号2の農地があります。以上、ご審議願います。
議長	事務局の説明が終わりました。申請番号1について推進委員のご意見を伺います。
染田推進委員	推進委員の染田です。申請番号1について説明致します。3月21日、岡田係長案内の元、津島委員、私の3名にて現地確認を行いました。場所は、中村防災ダム手前の広域農道沿いの中村地区で、地目は畑ですが、現況は長年放置され山林原野の状況です。所有者が高齢であり町外在住かつ現況は耕作不可能なため、非農地証明願いが出されました。ご審議の程、よろしくお願いします。
議長	説明が終わりました。ご意見はございませんか。特にないようです。この件について賛成の方举手願います。全員賛成です。次に、申請番号2について推進委員のご意見を伺います。
白木推進委員	推進委員の白木です。申請番号2について説明致します。3月21日、岡田係長案内の元、金丸委員、米良委員、兒玉委員、松本推進委員、私の6名にて現地確認を行いました。地目は田や畑ですが、現在は、4筆すべて山林原野の状況です。ご審議の程、よろしくお願いします。
議長	説明が終わりました。ご意見はございませんか。特にないようです。この件について賛成の方举手願います。全員賛成です。次に、『議案第7号 農地の所有権移転及び転用申請の件について』です。事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第7号 農地の所有権移転及び転用申請の件についてです。議案書の17頁をご覧ください。

事務局	ください。農地法第5条による所有権移転及び転用です。次のとおり、申請があったので審議を求めます。申請1件の1筆です。申請番号1、場所は大字加草字中村の1筆で両地目は畑、面積は176㎡です。一般住宅の建設を目的とした有償による所有権移転及び転用です。18頁に地図を掲載しております。中村公民館の北東方向に申請農地があります。以上、ご審議願います。
議長	事務局の説明が終わりました。推進委員のご意見を伺います。
染田推進委員	推進委員の染田です。申請番号1について説明致します。3月21日、岡田係長案内の元、津島委員、私の3名にて現地確認を行いました。地目は畑ですが、現況は耕作されてなく休耕地の状態であります。今回の申請は、周辺地域に問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願いします。
藤本委員	この地区は調整地区とか農振とかではないですか。
事務局	市街化調整区域にはなっています。建設課の方で、指定している城屋敷、小園周辺、中村集落周辺では、農家以外での一般の方でも住宅が建てられる事になっています。
藤本委員	地区住民じゃなくてもいいんですか。
事務局	農家や地区は関係なく住宅が建てられる地区になっています。
議長	他にご意見はございませんか。特にないようです。賛成の方挙手願います。全員賛成です。次に、『議案第8号 農地改良届事務取扱要領の制定について』です。事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第8号 農地改良届事務取扱要領の制定についてです。資料は、議案書の19頁の後につけております。左肩に議案第8号と記載してあります。1頁から振りなおしております。今回、議案に挙げさせていただいた経緯ですが、現行では、土砂を搬入して畑として使用する際には「農地埋立確約書」を提出していただき、廃棄物を埋め立てないこと、土砂流出により付近の農地や水路に被害が生じた場合に責任を取ること被害が生じた場合に責任を取ること等を確約してもらいますが、今後は、具体的な数値基準を示して土砂搬入を規制してはどうかと考えたからです。今回、定める条件を全て満たさない限り、土砂搬入は農業以外の目的での農地使用とみなし、転用許可申請(届)を提出してもらうことになります。主な条件は、第2条にあります、 (1) 農地改良に要する期間が3か月以内 (2) 農地改良を行う農地面積は1,000㎡以内 (3) 盛土の高さ(深さ)は1m以内
事務局	等です。その他の変更点として、様式の変更があります。7頁をご覧ください。土砂

搬入が完了した際に、完了報告書を提出することを求めます。8頁をご覧ください。今回の要領を作成する際、近隣市の農業委員会の取り扱いを調査し、それを参考に、門川町の要領の案を作成しております。説明は以上です。皆さんに内容をご審議いただき、今回の会議で、結論に至らなければ今後の総会で継続審議にさせていただきたいと思います。ご質問、ご意見はありませんか。

議長 次の総会までに、資料を熟読していただき質問などがあれば4月の総会で意見を願います。4月の総会まで、継続審議とします。以上を持ちまして、令和7年第3回農業委員会定例総会を閉会します。

令和7年3月27日

議事録署名人

10 番委員

金丸 幸子

2 番委員

津島伊佐雄